

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第114号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年3月19日 05時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県薩摩川内市上甕島北方約5海里付近 (概位 北緯31°57.13′ 東経129°55.34′)	
事故等調査の経過	平成21年9月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三十八 <sup>かいせい</sup> 海盛丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG2-3911（漁船登録番号）、有限会社海盛水産	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 機関長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機の2、4番シリンダのピストン焼付き、1～4、6番シリンダのライナ焼付き及び損傷	
事故等の経過	本船は、船長及び機関長の2人が乗り組み、鹿児島県阿久根市脇本港に帰港するため航行中、平成21年3月19日05時00分ごろ、主機が異音を発生し、ミスト抜きから潤滑油が噴出して停止した。主機の再始動を試みたものの始動せず、航行不能となり、僚船にえい航されて帰港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2 海象：平穏	
その他の事項	帰港後、修理業者による点検の結果、主機の2～4番シリンダに顕著な焼付きによる損傷が発見されたが、機関室底部及び壁面に多量の潤滑油が漏れた痕跡があったため、ターニングできることを確認後、セルモーターで回転して漏れ箇所を確認したところ、ウイングポンプフランジのパッキンが損耗しており、同部分から潤滑油が噴出した。 主機の潤滑油警報装置は、故障していたため作動しなかった。 機関長は、ふだん、潤滑油量の点検を行っているから大丈夫と思い、警報装置の点検を行っておらず、同装置が故障していることに気付かなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、航行中、主機のウイングポンプフランジパッキンの損耗部から多量の潤滑油が噴出した際、潤滑油警報装置が故障して作動しなかったため、主機が、潤滑不良となったまま運転されたものと考えられる。 潤滑油警報装置の点検が行われていれば、同装置が故障していることに気づき、本インシデントの発

	生を回避できた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が上甑島北方沖において脇本港に帰航中、主機のウイングポンプフランジパッキンが損傷して多量の潤滑油が噴出したため、主機が潤滑不良となったまま運転されたことにより発生したものと考えられる。